9.11選挙結果におもう

まうみ なおと **逢見 直人** 連合・副事務局長

9月11日に行われた衆議院選挙結果は、小泉 首相率いる自民党の圧勝であった。この選挙の 結果、自民党は296議席、公明党を含めた与党 は327議席を占め、衆議院の議席の3分の2を 超える勢力となった。この地滑り的な選挙結果 には、今後いろいろな分析がなされるだろうが、 私が疑問に思ったのは、自民党幹部が、「郵政 民営化の是非を問う国民投票」であると発言し たことである。これは郵政民営化を擬制的な直 接民主制によって選択させたということを意味 している。

そもそも国家の意思決定の手法としては、 国民の中から選ばれた代表によって行われる方法と、 国民の直接的な意思表示によって行われる方法とがある。前者は「代表民主制」「間接民主制」「議会制」「代議制」などと呼ばれている。現代表民主制」を採用しているが、その理由としては「多くの国民は、諸種の国政問題を判断し、処理するだけの政治的素養と時間的余裕をもたないから、直接民主制を高度に実現を必ずから決することはできなくても。国政を担当するに適した者を選出する能力はある。」(清宮四郎『憲法 [新版]』)からと説明される。

今回の選挙で郵政民営化法案を完全に理解して、投票した人は果たしてどれだけいただろうか。 もちろん、代表民主制の下であっても、国民投票制度というのはある。しかし、それは憲法に 規定された手続によるものでなければならない。 憲法に規定されていない国民投票(プレジビッ ト)という形の「直接民主主義」は、政治操作 にたけた人の手にかかったら難なく操作できる ため、危険であるとされている。フランスでは、 ナポレオン・ボナパルトによる第一帝政期、ル イ・ナポレオンによる第二帝政期に、国民投票 を通じ、形式的には人民に直接依拠しながら強 権を発動するかたちでの統治が行われた経験 (ボナパルティズム)から、プレジビットを強 く警戒してきた歴史がある。プレジビットとな る指標の1つとして、「ひとりの人間への信任 の表明と、この人物の行為についての承認とい う二重の決定」(杉原泰雄編「講座・憲法学の 基礎」)というのがあるが、もし、この選挙が、 そのような白紙委任的な選択であったとしたら、 民主主義の崩壊につながる行為である。

われわれが、選挙で選ぶ選良は、何が賢明な 政治決定かを判断する大きな自由が与えられて いなければならない。自分が出した法案に反対 したという理由で、その人の政治行動を奪って はならないはずだ。

ところで、この選挙を擬制的国民投票と考えると、郵政民営化法案は国民に支持されたのだろうか。小選挙区の投票結果から自民、公明に投票した人を「郵政民営化賛成」、それ以外の投票を「郵政民営化反対」と数えると、意外にも、反対票が賛成票を上回るという結果になる。これからは3分の2の議席を得た巨大与党への国民の監視が重要になってくる。